

所得税の還付申告は1月から！お早め！

平成20年分の所得税の払戻しを受ける還付申告は、1月から松山税務署（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎）で受け付けています。還付申告は早めに済ませると、早く税金の還付が受けられます。

確定申告期間中（2月16日から3月16日まで）役場での申告は混雑することが予想されます。還付申告の方は書類が整い次第、早めに申告することをおすすめします。

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

障害者認定書を交付

税の申告時、障害者手帳を持っていない方が、障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象者

65歳以上の介護認定者などのうち、障害者に準ずる者と認められる場合や、6か月以上寝たきりの方

申請方法

福祉課窓口で申請してください。

なお、寝たきりの場合は、医師の診断書又はおむつ使用証明書が必要です。

問 認定の見込みや申請の詳細は

福祉課生活・障害福祉係

☎ 985-4112

税の障害者控除については

税務課町民税係

☎ 985-4110

確定申告の無料相談会

四国税理士会松山支部では、次のとおり所得税の確定申告の無料相談を行います。

期間	時間	場所
1月28日(水) } 30日(金)	10時 } 18時	いよてつ高島屋 9階ローズホール
2月3日(火) } 6日(金)	9時 } 17時	松山市役所本館 11階大会議室
2月10日(火) 12日(木) 13日(金)	9時 } 17時	松前町役場2階 大会議室

対象者 関与税理士のいない所得者で、給与所得者・年金に係る雑所得者（住宅借入金等特別控除適用者および不動産などの譲渡関連の所得を有する者を除く）
必要なもの 印鑑や預金通帳など
※ 詳しくは下記までお問い合わせください。

問 四国税理士会松山支部
☎ 945-5761

年金受給者の方へ 源泉徴収票は大切に！

老齢年金を社会保険庁から受けとっている方には、1月末までに『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。これは、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

次に該当する方は確定申告が必要
要です。

○ 2つ以上の年金を受けていて、扶養親族等申告書を提出している方

○ 年金以外に収入（給与など）がある方

○ 源泉徴収で受けることのでき

問 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西社会保険事務所

庶務・年金給付課

☎ 925-5110